

お申込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項



この書面や「約款」には、ご契約に関する大切な事項を記載しています。
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申込みください。

「アフラック少短のがん経験者をささえるがん保険」は
がんを経験された方のためのがん保険です。

お申込みに関するお問い合わせは
〈募集代理店〉

アフラック少額短期保険株式会社は代理店制度を採用しています。
募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱っている場合があります。
詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

- 本冊子に記載の保障内容などは、2025年3月現在のものです。
- 本冊子に記載の「当社」とはアフラック少額短期保険株式会社のことをいいます。

〈引受少額短期保険業者〉



〒182-8006

東京都調布市小島町2丁目33番地2 アフラックスクエア

URL <https://www.aflac-asi.co.jp/>

もくじ

契約概要

P.02~11

01	「アフラック少短のがん経験者をささえるがん保険」の特長	02
02	契約内容(保険期間、保険料払込期間など)	03
03	給付金などのお支払い	04
04	契約者配当金・解約払戻金・払戻金	09
05	保険料および保険料の払込方法	09
06	保険料払込経路(契約日など)	10
07	お引受けの条件	10
08	契約の更新	11
09	保障プラン変更の手続き	11

注意喚起情報

P.12~22


01	少額短期保険業者の業務内容	12
02	保険募集の委託・再委託	13
03	反社会的勢力に該当する場合	14
04	お申込みの撤回または解除	15
05	告知義務	16
06	保障の開始	17
07	お支払いできない場合	18
08	給付金などのご請求	19
09	ご契約の無効および失効	20
10	保険料・給付金額の変更等	20
11	税法上の取扱い	20
12	新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し	21
13	少額短期保険業者の業務または財産の状況が変化した場合	21
14	支払時情報交換制度	22
15	相談・照会・苦情の窓口	22

その他重要事項

P.23~24

01	個人情報の取扱い (保険契約者および被保険者の皆様へ)	23
02	医療費助成制度	23
03	「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い	24

本冊子で使用するマークについて

	特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語などについて記載しています。

約 款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

1

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認** **いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。

ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**約款**」をご確認ください。

01 「アフラック少短のがん経験者をささえるがん保険」の特長



- この保険は、今までに「がん(悪性新生物)」を経験された方のための商品です。
- 「総合医療保障保険」に「がん経験者保険料率に関する特則」(以下、本特則)を付加してお申込みいただきます(*1)。本特則が付加されているため、付加しない場合と比較して保険料が割増されています。また、一部の給付金の支払事由が異なります。

- 今までに「がん(悪性新生物)」を経験されていても、「がん(悪性新生物)」の治療を受けた最後の日から一定期間経過している場合(*2)にお申込みいただけます。
- がんの三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン剤治療)や緩和療養、先進医療を保障します。 ※充実プラン(診断給付金付き)、基本プランの場合
- ニーズに合わせてプランをお選びいただけます。

(*1) 今までに「がん(悪性新生物)」を経験されたことがない方は、本特則を付加せずにお申込みいただけます(ただし、健康状態などによっては、ご契約をお引受けできない場合があります)。

(*2) ご契約年齢により異なります。

満6歳～満19歳の方は過去5年以内、満20歳～満75歳の方は過去3年以内に「がん(悪性新生物)」の診断・治療を受けておらず、また治療を受けるようにすすめられていない場合にお申込みいただけます。なお、現在の健康状態が所定の条件を満たさない場合は、お申込みいただけません。詳細は、「告知事項(申込画面に表示されます)」をご確認ください。

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

契約内容(保険期間、保険料払込期間など)は、以下のとおりです。

契約年齢	満6歳～満75歳
------	----------

しくみ

この保険(正式名称:総合医療保障保険(がん経験者保険料率に関する特則付))は、「普通保険約款」と「特約条項」によって構成されます。

普通保険約款では、ご契約に共通して適用される基本的な事項を規定しており、給付金などをお支払いする場合などについては各特約条項に規定しています。そのため、この保険における給付金などは、付加した特約よりお支払いとなります。

- プランに含まれる特約
(総合医療保障保険(がん経験者保険料率に関する特則付)に付加する特約)

販売名称・正式名称	給付金名称	充実プラン (診断給付金付き) 基準給付金額 5,000円	基本プラン 基準給付金額 5,000円	診断給付金プラン 特約給付金額 50万円	保険期間・ 保険料 払込期間
がん診断 給付金特約	診断給付金	●	—	●	1年(*1)
がん入院・通院 保障特約	がん入院給付金 がん通院給付金	●	●	—	
がん治療 保障特約	治療給付金	●	●	—	
がん先進医療 特約	がん先進医療 給付金	●	●	—	

自動更新

(満79歳まで更新可能)

(*1) 保障の開始まで、3か月の **待ち期間** (保障されない期間)があります。

- ▶▶ **待ち期間** について、詳しくは **注意喚起情報 P.17** をご確認ください。
- ▶▶ **自動更新** について、詳しくは **08 契約の更新 P.11** をご確認ください。



- 特約の中途付加はできません。
- 特約のみを解約することはできません。
- 被保険者が、すでに当社の保険に加入している場合はお申込みいただけません。1被保険者あたり1証券のみご契約いただけます。

■「がん経験者保険料率に関する特則」について

- 今までに「がん(悪性新生物)」を経験された方が付加することができる特則です。なお、この商品は、あらかじめ「がん経験者保険料率に関する特則」が付加されています。
- 本特則のみの解約はできません。

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます。

- ▶▶ 詳しくは **約款**「指定代理請求特約」をご確認ください。

■「電子証券に関する特約」について

「電子証券に関する特約」を付加した場合、ご契約をお引受けしても紙の「保険証券」は発行せず、お申込み完了後にご案内する「マイページ」にて、ご契約の内容を表示します。

03 給付金などのお支払い

具体的な支払額については「パンフレット」「申込画面」などをご確認ください。

支払事由などについて、詳しくは **約款** をご確認ください。



- 保険期間(1年)の通算支払限度額は80万円です。通算支払限度額に達した場合、その保険期間中の超過分はお支払いできません。なお、保険期間(1年)の通算支払限度額に達した場合、次の**払込期月** **用語** から保険期間満了日までの保険料をお支払いいただく必要はありません。
- 保険契約が更新された場合には、保険期間(1年)の通算支払限度額が復元されます。
- 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより更新時の保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。
- 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。
- 給付金などの支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、会社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより給付金などを削減して支払うことがあります。

※詳しくは **約款** をご覧ください。

▶▶支払事由の詳細／制限の例などについては、**保障内容に関する注意事項** **P.06~07** をご確認ください。

特約名称	給付金名称	支払事由	支払対象		支払額	支払限度
			がん	上皮内新生物		
がん 診断給付金特約	診断給付金	「がん」の場合 「がん」と診断確定されており(「がん」が再発または転移している場合を含む)、つぎの ①または②のいずれかに該当したとき ①がんの治療を目的として入院したとき ②がんの治療を目的とするつぎの いずれかの通院をしたとき ・所定の手術のための通院 ・所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)のための通院 ・抗がん剤治療(経口投与によるものを除く)のための通院	○	—	特約給付金額	保険期間を通じて、 1回
		「上皮内新生物」の場合 「上皮内新生物」と診断確定されたとき	—	○	特約給付金額の 10%	保険期間を通じて、 1回

次ページへ続く▶



●「払込期月」とは

毎回の保険料をお支払いいただく期間のことをいい、月単位の契約応当日の属する月の1日から末日までのことをいいます。

特約名称	給付金名称	支払事由	支払対象		支払額	支払限度
			がん	上皮内 新生物		
がん入院・ 通院保障特約	がん 入院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院をしたとき	○	○	1日につき 基準給付金額	支払日数は無制限
	がん 通院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする つぎの①②いずれかの通院をしたとき ①所定の治療 ^(※1) のための通院 ②通院期間 ^(※2) 中の通院	○	○	1日につき 基準給付金額	①支払日数は無制限 ②通院期間中(365 日以内)は日数無 制限 ※通算支払日数に制 限はありません。
がん治療保障特約	治療 給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を 目的としてつぎの①から④の いずれかを受けたとき ①所定の手術 ②所定の放射線治療(電磁波温熱療法を 含む) ③所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ④所定の緩和療養	○	○	支払事由に該当する 月ごとに 基準給付金額 ×10 (ホルモン剤治療の みを受けた月は、基 準給付金額×5)	<ul style="list-style-type: none"> 支払事由に該当 する月につき1回 更新後の保険期間 を含め、60回^(※3)
がん先進医療 特約	がん先進 医療 給付金	「がん」の診断や治療の際に 所定の 先進医療 を受けたとき	○	—	1回につき 先進医療にかかる 技術料のうち被保 険者の自己負担額 と同額 または80万円 ^(※4) のうち、いずれか 小さい金額	更新後の保険期間を 含め、 通算2,000万円

(※1) 所定の治療とは、手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)をいいます。

(※2) 通院期間とは、つぎのいずれかの起算日からその日を含めて365日以内の期間をいいます。

「がん」の 場合	①「がん」の治療を目的とする手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ②「がん」の治療を目的とするがん入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日
「上皮内 新生物」 の場合	①初めて「上皮内新生物」と診断確定された日 ②「上皮内新生物」の治療を目的とする手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③「上皮内新生物」の治療を目的とするがん入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日

(※3) 支払事由③の場合、ホルモン剤治療のみ受けた月は、通算の支払い回数のうち、0.5回分として計算します。

(※4) 同一保険期間中に、すでに給付金のお支払いがある場合は、80万円から支払われた給付金額を差し引いた金額となります。

先進医療とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない高度の医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術のことです。また、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。先進医療の対象となる医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

※公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となります。ただし、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

保障内容に関する注意事項 ▶▶詳しくは **約款** をご確認ください。

がん入院・通院保障特約

■がん入院給付金

○支払対象	厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟でのがん治療を目的とした入院
✕支払対象外	治療処置を伴わない検査、美容上の処置などのための入院

• 同一の日に入院を2回以上した場合は、**1回分のみ支払います。**

■がん通院給付金

① 所定の治療のための通院	○支払対象		治療を受けた時点で先進医療に該当する治療を目的として通院する場合で、「①所定の治療のための通院」に該当したとき
	手術	○支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術および「輸血料」の算定対象として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む)のための通院
	放射線治療	○支払対象	<ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている放射線治療のための通院(電磁波温熱療法を含む) 体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療のための通院
		✕支払対象外	血液照射のための通院
	抗がん剤治療	○支払対象	厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療および治験薬剤による抗がん剤治療のための通院
		✕支払対象外	経口投与による抗がん剤治療のための通院
	ホルモン剤治療	○支払対象	厚生労働大臣の承認を受けたホルモン剤による治療および治験薬剤によるホルモン剤治療のための通院
		✕支払対象外	経口投与によるホルモン剤治療のための通院
	②通院期間中の通院	○支払対象	抗がん剤やホルモン剤の経口投与のための通院

①②両方の支払事由に該当した場合、重複支払いはありません。

- 同一の日に通院を2回以上した場合は、**1回分のみ支払います。**
- がん入院給付金が支払われる日については**がん通院給付金は支払われません。**
- 薬の受取りのみの場合などについては**がん通院給付金は支払われません。**

がん治療保障特約

手術	○ 支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術および「輸血料」の算定対象として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む)
	× 支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 診断・検査(生検・腹腔鏡検査など)のための手術など 先進医療に該当する場合
放射線治療	○ 支払対象	<ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) 体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療
	× 支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 血液照射 内服、坐薬、点滴注射などによる投与の場合 先進医療に該当する場合
抗がん剤治療・ホルモン剤治療	○ 支払対象	厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤・ホルモン剤による治療(経口投与を含む) ※支払事由の所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療は、「約款」をご確認ください。
	× 支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 治験薬剤による抗がん剤治療・ホルモン剤治療 先進医療に該当する場合
緩和療養	○ 支払対象	<ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定める薬剤料または処方せん料が算定される疼痛緩和薬および神経ブロック料が算定される神経ブロックが使用された入院または通院 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される施設への入院 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料(往診料は除く)が算定される在宅医療
	× 支払対象外	疼痛緩和薬または神経ブロックを手術時などの麻酔導入または手術による傷の痛み止めのために使用した場合

お支払いの対象となる「がん」の治療の範囲について

お支払いの対象となる「がん」の治療には、手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン剤治療など、「がん」そのものへの直接的な治療だけでなく、「がん」が存在することによって生じた直接の合併症に対する治療や、「がん」の治療によって生じた直接の合併症に対する治療も含まれます。

「がん」が存在することによって生じた直接の合併症の治療の例	<ul style="list-style-type: none"> 胆管がんにより胆汁の流れが阻害されたために生じた黄疸の治療 悪性脳腫瘍により生じた意識障害や呼吸障害の治療 など
「がん」の治療によって生じた直接の合併症の治療の例	<ul style="list-style-type: none"> 「がん」の開腹手術後に生じた手術跡のふくらみ(腹壁癒痕ヘルニア)の治療 食道がんの抗がん剤治療直後の白血球減少により生じた日和見感染症(肺炎)の治療 すい臓全摘手術後にインスリンの分泌がなくなることにより生じた糖尿病の治療 など

ただし、「がん」そのものや「がん」の治療が直接の原因とはいええない症状や障害に対する治療については「がん」の治療には含みません。

「がん」そのものや「がん」の治療が直接の原因とはいええない治療の例	<ul style="list-style-type: none"> 加齢により筋膜が弱まっている方が、「がん」に対する開腹手術後に、腹圧が上昇したことにより生じた脱腸(鼠径ヘルニア)の治療 高齢により嚥下(えんげ)能力が低下している方が、食道がんの手術後に誤嚥(ごえん)性肺炎を発症した場合の肺炎の治療 血圧が高めであった方が、胃がんの手術後に発症した脳梗塞の治療 など
-----------------------------------	---

特約の消滅

下記の事由に該当した場合、特約は消滅します。

がん診断給付金特約	<p>つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>①「がん」による診断給付金が支払われた後、同一保険期間中に「上皮内新生物」による診断給付金が支払われたとき</p> <p>▶▶「がん」による診断給付金が支払われた場合の更新の取扱いについては、08 契約の更新 P.11 をご確認ください。</p> <p>②「上皮内新生物」による診断給付金が支払われた後、「がん」による診断給付金が支払われたとき</p>
がん治療保障特約	通算支払回数(60回)に達したとき
がん先進医療特約	通算支払限度(2,000万円)に達したとき

法令等の改正に伴う給付金の支払事由などの変更

当社は、健康保険法またはその他関連する法令等が改正された場合で特に必要と認めたときには、主務官庁への届出を行い、将来に向かって、つぎの給付金などの支払事由を法令等の改正内容に応じて変更することがあります。

- 診断給付金
- がん通院給付金
- 治療給付金
- がん先進医療給付金

04 契約者配当金・解約払戻金・払戻金

契約者配当金・解約払戻金・払戻金はありません。

05 保険料および保険料の払込方法

- 保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢（1年未満は切捨）によって決まります。
- ご契約締結時の被保険者の契約年齢（契約日時点の満年齢）が満19歳以下の場合と、満20歳以上の場合では適用される保険料率区分が異なります。
- 具体的な保険料については「**保険料表**」「**申込画面**」などをご確認ください。
- この保険は、契約締結時の被保険者の満年齢に応じて、お引受けの条件の1つである「がんの最終治療からの経過年数」が異なり、適用される保険料率区分も異なります。

また、更新後は、契約締結時に適用した保険料率区分と更新時の被保険者の満年齢に応じて保険料が計算されます。

例えば、「満15歳でご契約し、満20歳で更新される場合」と「満20歳で新たにご契約される場合」では、同じ満20歳でも保険料が異なります（具体的な保険料の違いは「**保険料表**」をご確認ください）。

なお、満19歳以下でご契約されたお客様が保険契約を更新せず、満20歳以降に新たにご契約いただく場合は、以下の点にご注意ください。

- ① 引受条件を満たさない場合には、再度ご契約いただくことができないこと
- ② 保障の開始までに3か月の待ち期間が新たに設定されること
- ③ 改めて告知が必要となり、以下の規定が適用されること

・新たな保険契約の責任開始日を起点とした、「告知義務違反」による解除の規定

▶▶ 詳しくは [注意喚起情報 P.21](#) [12](#) 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをご確認ください。

▶▶ 保険契約の更新について、詳しくは [08 契約の更新 P.11](#)をご確認ください。



- 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより更新時の保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。
- 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。

次ページへ続く ▶

払込方法

保険料の払込方法は「月払」のみとなります。

更新後の保険料払込み

- 1年ごとに更新があり、ご契約締結時に適用された保険料率区分は、更新時にも適用されます。更新後の保険料は、ご契約締結時に適用された保険料率区分および更新時の被保険者の満年齢と保険料率により決まります。被保険者の年齢が満79歳まで更新することができます。
- 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払込みいただきます。

06 保険料払込経路(契約日など)

- 保険料のお払込み方法は、口座振替またはクレジットカード払からお選びいただけます。
 - 契約日：「申込みおよび告知がともに完了した日」の属する月の翌月1日(この日の被保険者の満年齢で保険料が決まります)
 - 責任開始日：「申込みおよび告知がともに完了した日」から3か月を経過した日の翌日
保障の開始までには「3か月の待ち期間」があります
(更新後の契約には待ち期間はありません)。
- ▶▶ 保障の開始について、詳しくは [注意喚起情報 P.17](#) をご確認ください。

07 お引受けの条件

- 被保険者が、すでに当社の保険に加入している場合はお申込みいただけません。1被保険者あたり1証券のみご契約いただけます。
- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。
- 契約者と被保険者との続柄は、本人・配偶者または2親等内の親族となります。
- 「がん(悪性新生物)」の治療を受けた最後の日から、満6歳～満19歳の方は5年以上、満20歳～満75歳の方は3年以上経過している場合にお申込みいただけます。なお、現在の健康状態が所定の条件を満たさない場合は、お申込みいただけません。詳細は、「告知事項(申込画面に表示されます)」をご確認ください。
- 被保険者の健康状態などによっては、お申込みをお引受けできない場合があります。
- お引受けにあたっては、当社所定の制限を定めています。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

08 契約の更新

- この保険の保険期間は1年で、健康状態にかかわらず、自動的に更新(自動更新⁺補足)されます。更新しない場合は、保険期間満了日までにお申込み完了後にご案内する「マイページ」より更新停止のお手続きをしてください。なお、更新後の契約には、更新日現在の約款が適用されます。また、給付金などの支払限度は、更新前に支払われた給付金などを通算して判定します。
- 「がん診断給付金特約」については、「がん(悪性新生物)」による診断給付金が支払われた場合、特約給付金のお支払いの原因となった「がん(悪性新生物)」の診断確定日の属する保険期間の満了をもって終了とし、この特約は更新されません。

⁺補足

- ・被保険者の年齢が満79歳まで更新することができます。
- ・更新後の保険契約については、保険料の計算方法、保険金額等について見直す場合があります。

09 保障プラン変更の手続き

- 保険契約を更新するときに限り、充実プラン(診断給付金付き)から基本プランへの変更を取扱います。変更後の保険料は、ご契約締結時に適用された保険料率区分および変更時の被保険者の満年齢と保険料率により決まります。被保険者の年齢が満79歳まで変更することができます。
- 保障プラン変更をご希望の場合は、保険期間満了日までにお申込み完了後にご案内する「マイページ」を通じてお申し出ください。
- 変更時の告知は不要です。また、給付金のお支払いがある場合も変更可能です。

●相談・照会・苦情について●

少額短期保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、当社問い合わせ窓口までご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)日本少額短期保険協会です。

▶詳しくは [注意喚起情報 P.22](#) をご確認ください。

注意喚起情報

1

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意**いただきたい事項や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2

ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**約款**」を必ずお読みください。

01

少額短期保険業者の業務内容

契約者等の保護の観点から、
保険業法等に基づく規制があります。

少額短期保険業者の業務内容については、契約者等の保護の観点から、保険業法等に基づく規制があります。

- ①お引受けできる保険は、保険期間が法令で定められた期間^(※1)以下、保険金額が法令で定められた金額^(※2)以下となります。
- ②1被保険者についてお引受けできるすべての保険の保険金額の合計は1,000万円^(※3)が上限となります。
- ③1契約者についてお引受けできる保険金額の総額は、法令で定める金額^(※4)が上限となります。

(※1) 第一分野(死亡保険等)、第三分野(医療保険等)は1年、第二分野(損害保険)は2年

(※2) 1被保険者についてお引受けできる保険金額が保険種類によって定められており、医療保険を含む第三分野商品は通算80万円

(※3) 保険種類によっては2,000万円

(※4) 保険種類によって定められており、医療保険を含む第三分野商品は通算8,000万円

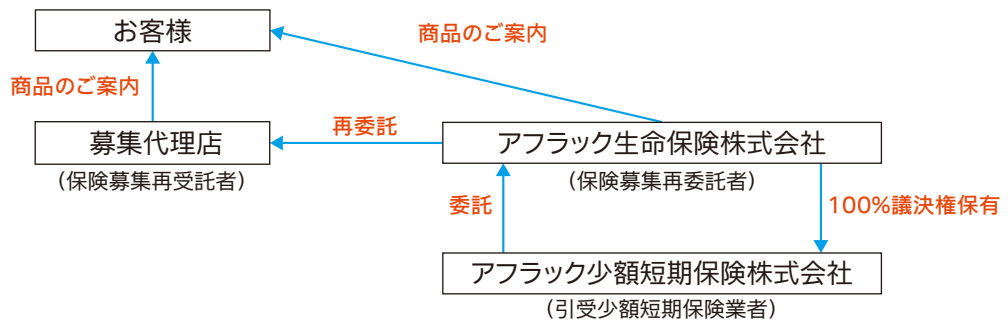
02

保険募集の委託・再委託

当社はアフラック生命へ保険募集を委託し、アフラック生命が業務委託を行う代理店へ保険募集を再委託します。

アフラック生命が業務委託を行う代理店への再委託の場合の販売体制を表していますが、当社は直接保険募集を行う他、アフラック生命以外にも保険募集を委託する場合があります。

●販売体制



●引受少額短期保険業者、募集再委託者、募集再受託者の役割

アフラック 少額短期保険 株式会社	引受少額短期保険業者 (保険募集委託者)	<ul style="list-style-type: none"> 「アフラック少短のがん経験者をささえるがん保険」を提供する少額短期保険業者であり、少額短期保険の引受けおよび給付金などのお支払いを行います。 また、保険募集再委託者であるアフラック生命および保険募集再受託者である募集代理店の指導・管理等を行います。
アフラック 生命保険 株式会社	保険募集再委託者 (保険募集受託者)	<ul style="list-style-type: none"> アフラック少額短期保険の100%親会社であり、アフラック少額短期保険より委託を受けて、募集代理店として少額短期保険契約締結の媒介を行います。また、募集代理店と業務再委託契約を結び、少額短期保険の募集における募集代理店の教育・指導を行います。
募集代理店	保険募集再受託者	<ul style="list-style-type: none"> アフラック生命より再委託を受けて、少額短期保険契約締結の媒介を行います。

➕補足

アフラック生命保険株式会社・募集代理店・少額短期保険募集人には告知受領権がありませんので、健康状態等を口頭でお話しされても告知したことはありません。

反社会的勢力に該当する場合、 保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または給付金等の受取人が、反社会的勢力^(※1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(※2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力^(※1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(※2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。


(※1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。

04

お申込みの撤回または解除

所定の期間内であれば、お申込みの撤回または解除ができます。

- お申込者またはご契約者は、「ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日」からその日を含めて**8日以内**であれば、ご契約のお申込みの**撤回**  またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)
- お申込みの撤回等をした場合には、お払込みいただいた金額をお返します。

【お申込みの撤回等の方法】

郵便により上記の期間内(8日以内の消印有効)に当社宛てに文書を送付してください。

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回等の理由および撤回等をしたい意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類 |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

〈郵送先〉

〒182-8006

東京都調布市小島町2-33-2 アフラックスエア1F
アフラック少額短期保険株式会社
撤回担当行

なお、郵便に代えて、電子メールによりお申し出いただくこともできます。

お申込者またはご契約者のメールアドレスへお申し出用のフォームをお送りいたしますので、下記の当社問い合わせ窓口までご連絡ください。

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始にお申込みの撤回等の期限が到来する場合は、期限到来後に迎える当社の最初の営業日まで期限を延長します。なお、受付時間に変更はありません。)

アフラック少額短期保険株式会社 問い合わせ窓口

通話料
無料

0120-558-075

受付
時間

[月曜日～金曜日] 9:00～18:00
※祝日・年末年始を除きます。

用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申込み後に、申込者をご契約のお申込みを取り下げること

正しく告知していただかないと、 ご契約を解除することがあります。

- 被保険者（保障の対象となる方）には、健康状態などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります（これを「告知義務」といいます）。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態など「告知書」上で当社がおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを入力（告知）してください。**
- アフラック生命保険株式会社・募集代理店・少額短期保険募集人には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

➕補足

当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「給付金などのご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

当社では、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。

- 申込内容のとおりにお引受け
「総合医療保障保険」に「がん経験者保険料率に関する特則」を付加してお申込みいただくため、付加しない場合と比較して保険料が割増されています。
- お申込みをお断り
健康状態によっては引受基準が異なる医療保険にて、ご契約をお引受けできる場合があります。傷病歴などがある方でも加入しやすいように引受基準を緩和しているため、保険料が割増されています。

なお、健康な方であれば、保険料が割安な他の保険にお申込みいただくことができます。ただし、健康状態などによっては、ご契約をお引受けできない場合があります。




「告知義務違反」がある場合、 ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
- 責任開始日から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による**解除**  **用語** に関する所定の期間（2年以内）に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは
保険期間の途中で、当社のご意思でご契約を消滅させること

06

保障の開始

申込日が保障の開始ではありません。

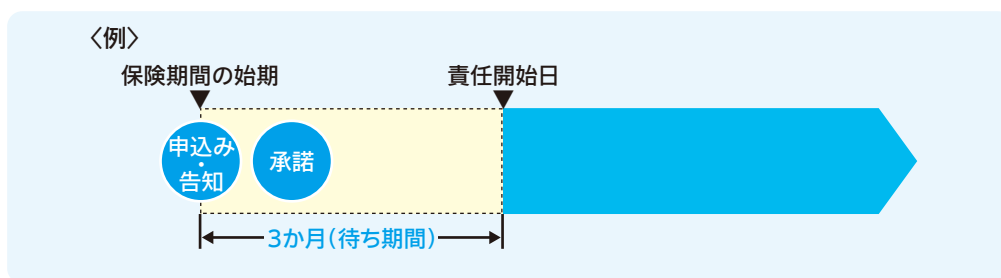
ご契約上の保障を開始する日を「責任開始日」といいます。

「アフラック少短のがん経験者をささえるがん保険」には、「責任開始日」までの待ち期間があります。

当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始日」は、つぎのとおりです。

責任開始日：「申込みおよび告知がともに完了した日（保険期間の始期の属する日）」から
3か月を経過した日の翌日（*）

（*）「3か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。



補足

アフラック生命保険株式会社・募集代理店・少額短期保険募集人には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します（アフラック生命保険株式会社・募集代理店・少額短期保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います）。

給付金などをお支払いできないことがあります。


- 責任開始日の前日以前の所定の期間内に「がん(悪性新生物)」と診断確定されていたとき、または「がん(悪性新生物)」の治療が行われていたとき

<被保険者の契約年齢が満19歳以下の場合>

被保険者が、告知の時から遡って5年以内または告知の時から責任開始日の前日以前に「がん(悪性新生物)」と診断確定されていたとき、または「がん(悪性新生物)」の治療が行われていたときは、契約者および被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらずご契約は無効となり、給付金などをお支払いしません。

<被保険者の契約年齢が満20歳以上の場合>

被保険者が、告知の時から遡って3年以内または告知の時から責任開始日の前日以前に「がん(悪性新生物)」と診断確定されていたとき、または「がん(悪性新生物)」の治療が行われていたときは、契約者および被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらずご契約は無効となり、給付金などをお支払いしません。

- 責任開始日より前に「上皮内新生物」と診断確定された場合
- 告知内容が事実と相違し、**告知義務違反によりご契約が解除**された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、**ご契約が無効または失効**  している場合
- 保険契約に関する詐欺行為**によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの**不法取得目的**によりご契約が無効になった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき**や、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

上記以外にも、給付金などをお支払いできない場合や給付金などを削減してお支払いする場合などがあります。

▶▶詳しくは  **契約概要** P.04~08、**10** **保険料・給付金額の変更等** P.20 をご確認ください。

用語

- 「失効」とは

保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため給付金などは支払われない)

08

給付金などのご請求

給付金などのご請求の際は、 当社へご連絡ください。

- 給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社問い合わせ窓口にご連絡ください。**

アフラック少額短期保険株式会社 問い合わせ窓口

通話料
無料

0120-558-075

受付
時間

[月曜日～金曜日] 9:00～18:00
※ 祝日・年末年始を除きます。

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります。**ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- 支払事由については **契約概要 P.04～08** のほか、**約款** をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます。
▶▶ 詳しくは **約款** 「指定代理請求特約」をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

補足

契約者の連絡先(住所・電話番号・メールアドレスなど)を変更された場合は、必ずご連絡ください。
お手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができない場合があります。

09

ご契約の無効および失効

保険料のお払込みがない場合、ご契約が無効または失効となることがあります。

保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効となります。**
- ▶▶ 詳しくは **約款**「保険料の払込および猶予期間」と「猶予期間満了による保険契約の無効および失効」をご確認ください。
- **ご契約復活の取扱いはありません。**
- 保険契約の更新時や保険期間中に、保険料の増額を行うことがあります。
- ▶▶ 詳しくは **10** 保険料・給付金額の変更等 をご確認ください。

10

保険料・給付金額の変更等

所定の状況変更が発生したときは、保険料の増額や給付金などの減額を行う場合があります。

- 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより更新時の保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。
- 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。
- 給付金などの支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、会社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより給付金などを削減して支払うことがあります。
- 更新後の保険契約については、保険料の計算方法、保険金額等について見直す場合があります。
- 「アフラック少短のがん経験者をささえるがん保険」が不採算となった場合、保険契約更新のお引受けを停止することがあります。

11

税法上の取扱い

保険料は生命保険料控除の対象になりません。

ご契約者(保険料負担者)がお払込みになった保険料は、所得税法上、生命保険料控除の対象にはなりません。

12

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

乗換えや見直しは、契約者にとって不利益となることがあります。

現在ご契約の保険契約(生命保険会社の保険契約を含む)を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につきの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです(「アフラック少短のがん経験者をささえるがん保険」には解約払戻金はありません)。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります**(「アフラック少短のがん経験者をささえるがん保険」には配当金はありません)。
- 新たな保険契約の責任開始日を起点として、「告知義務違反」による解除の規定が適用され**ます**。また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります**。

▶▶詳しくは **05 告知義務** (P.16)をご確認ください。



健康状態などによってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

13

少額短期保険業者の業務または財産の状況が変化した場合

当社は「保険契約者保護機構」の加入対象ではありません。

- 少額短期保険業者は、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象ではなく、同機構による資金援助等の措置はありません。また、破綻会社にかかる保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。

ただし、破綻した場合の損失の補填や資金の不正利用の防止等の観点から、少額短期保険業者登録時ならびに決算期ごとに供託金を法務局に差し入れています。

14

支払時情報交換制度

当社は「支払時情報交換制度」に参加しています。

当社は、(一社)日本少額短期保険協会が運営する「支払時情報交換制度」に参加しており、保険金等のお支払い、ならびに、保険契約の解除、取消および無効の判断の参考とすることを目的として、支払時情報交換制度に基づき、各参加会社が保有する保険契約に関する所定の情報を相互に照会し、共同利用します。

※支払時情報交換制度の詳細および参加会社については、

(一社)日本少額短期保険協会のホームページ([URL https://www.shougakutanki.jp/](https://www.shougakutanki.jp/))
をご確認ください。

15

相談・照会・苦情の窓口

お客様の相談・照会・苦情をお受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社問い合わせ窓口または募集代理店にご連絡ください。

アフラック少額短期保険株式会社 問い合わせ窓口

通話料
無料 0120-558-075

受付
時間 [月曜日～金曜日] 9:00～18:00
※ 祝日・年末年始を除きます。

- (一社)日本少額短期保険協会の「少額短期ほけん相談室」でも、少額短期保険全般に関する相談・照会・苦情をお受けしています。
- 少額短期ほけん相談室は、公正かつ中立な立場から少額短期保険業者との和解のあっせん・解決を支援します。また、原則として1か月を経過しても未解決の案件については、契約者または少額短期保険業者の申し立てにより「裁定委員会」を開催し、和解の仲介・裁定(和解案の作成)を行います。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 日本少額短期保険協会」です。
[URL https://www.shougakutanki.jp/](https://www.shougakutanki.jp/)

一般社団法人 日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室

フリーダイヤル 0120-82-1144

FAX 03-3297-0755

その他重要事項

1

この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。

2

ご契約に際しては「**契約概要**」「**注意喚起情報**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**約款**」を必ずお読みください。

01 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆様へ)

プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて(プライバシーポリシー)」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

02 医療費助成制度

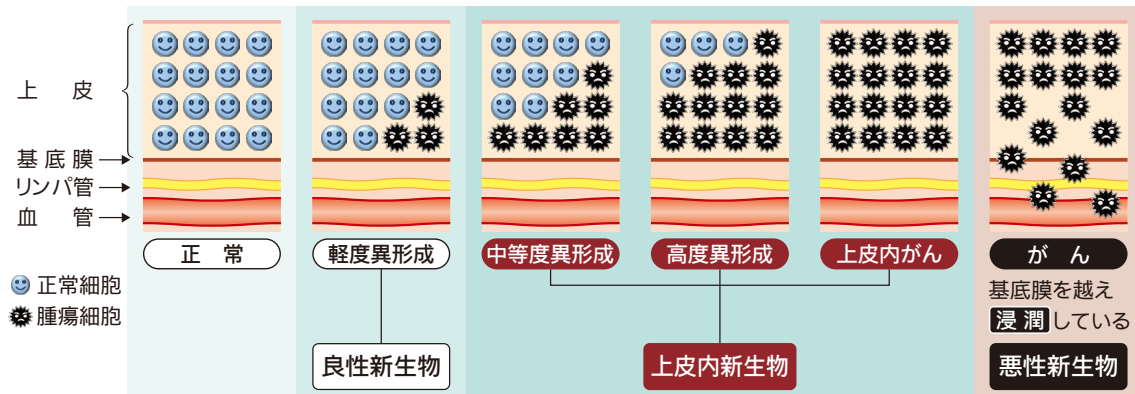
お子さまが医療機関で治療等を受けた際には、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度があります。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳細は、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。

03 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い

「がん」とは「悪性新生物」のことで、上皮性腫瘍においては病変が基底膜を越えて(大腸については粘膜下へ)浸潤しているものをいい、血管やリンパ管を通して転移する可能性のあるものをいいます。

一方、「上皮内新生物」とは、病変が上皮内(大腸については粘膜内)にとどまっているものをいい、血管やリンパ管に接していないため、転移しないことが「がん(悪性新生物)」との大きな違いです。

子宮頸部の場合



アフラック少額短期保険における『がん』『上皮内新生物』の定義は、WHO(世界保健機関)が定める『悪性新生物』『上皮内新生物』の規定に基づきます。

WHOが定める『悪性新生物』『上皮内新生物』の規定は定期的に改訂されており、近年は『上皮内新生物』に含まれる異常の範囲が広がる傾向にあります。

上皮内新生物に含まれるもの (支払対象)	子宮頸部の上皮内がん(CIS)・高度異形成(CIN3)・ 中等度異形成(CIN2)・HSIL(*1)、子宮内膜異型増殖症、 大腸の粘膜内がん・高度異形成・High-grade adenoma、 乳腺の非浸潤がん、膀胱の非浸潤がん、皮膚のボーエン病 など
がんにも上皮内新生物にも 含まれないもの(支払対象外)	子宮筋腫などの「良性腫瘍」、 子宮頸部の軽度異形成(CIN1)・LSIL(*2) など

(*1) High-grade Squamous Intraepithelial Lesion

(*2) Low-grade Squamous Intraepithelial Lesion

名称に「がん」という文字がない疾患であっても、「がん保険」の支払対象となることもあります。